改正後	改正前
二　電子署名を行った者が商業登記法第十二条の二（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する被証明者であるときは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第二項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書 ［三・四　略］	二　電子署名を行った者が商業登記法第十二条の二（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する印鑑提出者であるときは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十三条の八第二項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する電子証明書 ［三・四　同上］
2　［略］	2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（会社法施行規則の一部改正）

第五条　会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第百三十九条　［略］	**第百三十九条**　［同上］
2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、株式会社の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。
［一～五　略］	［一～五　同上］
3　［略］	3　［同上］
［項を削る。］	4　第一項又は前項の書面に押印すべき株式会社の代表者の印鑑は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十条第一項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第四百七十二条第二項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第五十七条　［略］	**第五十七条**　［同上］
2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2　前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、一般社団法人の代表者又は代理人が記名押印しなければならない。
［一～五　略］	［一～五　同上］
3　［略］	3　［同上］
［項を削る。］	4　第一項又は前項の書面に押印すべき一般社団法人の代表者の印鑑は、法第三百三十条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二十条第一項の規定により提出したものでなければならない。ただし、法第百四十九条第二項の規定による通知に係る書面を提出して届出をする場合は、この限りでない。